

令和5年7月13日
東京都港湾局

東京港臨港地区及び同分区の指定並びに臨港地区の解除

(案) について

1 指定及び解除の概要

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条及び港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定に基づき、東京港臨港地区及び同分区の指定並びに臨港地区の解除を別図のとおり行う。

2 指定及び解除の理由

港湾の管理運営上必要な地域について、土地利用計画等に対応し、臨港地区及び同分区の指定並びに臨港地区の解除を行うものである。

（注）臨港地区の指定及び解除については、追って東京都都市計画審議会の議を経て決定される。

3 指定及び解除箇所

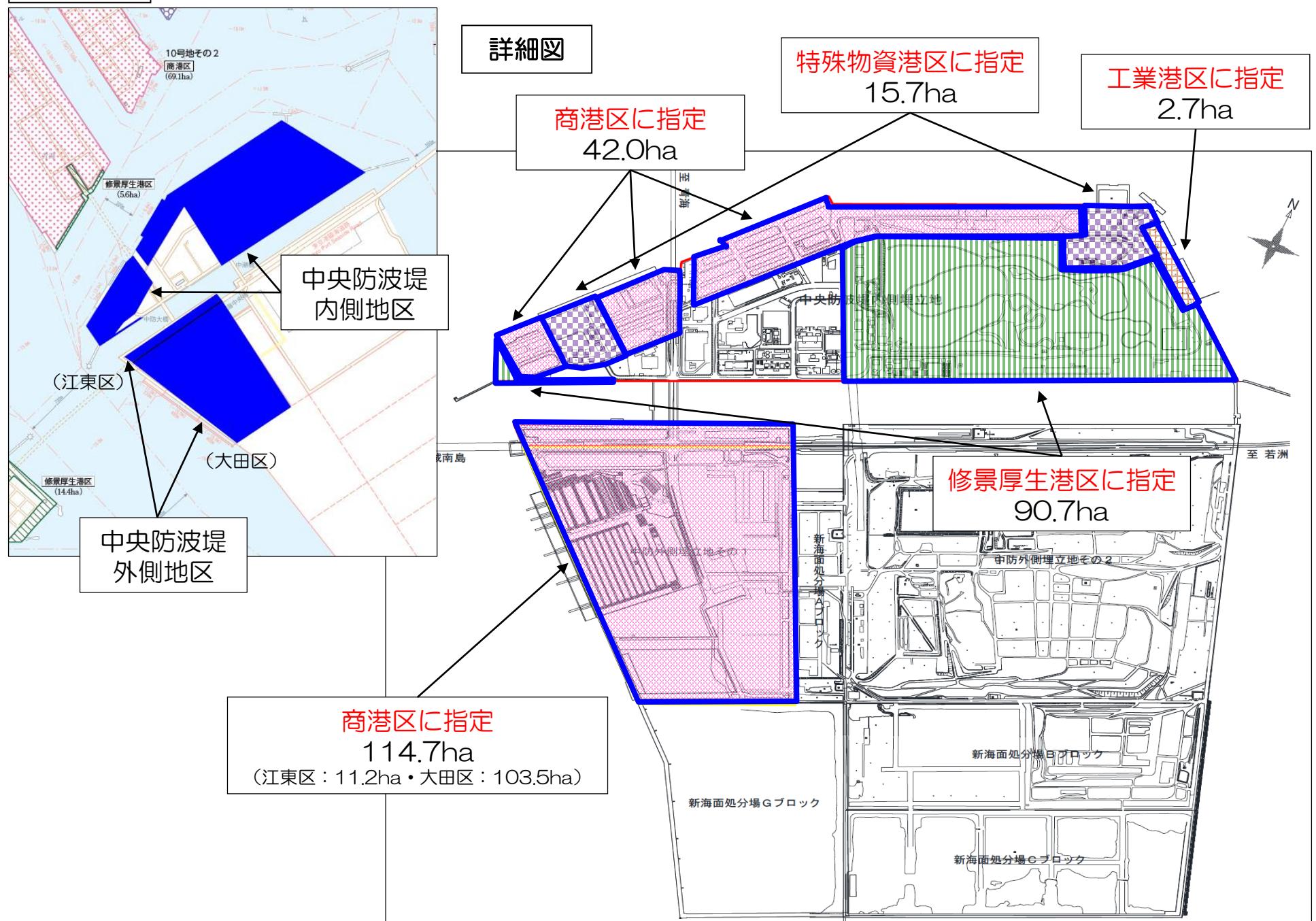
地 区	所 在	変更前	変更後
中央防波堤内側地区	江東区海の森一丁目、二丁目及び三丁目の一部	—	新規指定
中央防波堤外側地区	江東区海の森三丁目地先の一部 大田区令和島一丁目及び二丁目	—	新規指定
青海地区	江東区青海一丁目及び二丁目の一部	指定	指定解除
有明地区	江東区有明三丁目の一部	指定	指定解除

4 指定の内容

地区	分区	所在	面積(ha)	指定理由	土地利用計画 (第9次改訂港湾計画)
中央防波堤内側地区	商港区	江東区海の森一丁目、二丁目及び三丁目の一部	42.0	内貿ふ頭用地等として利用するため	埠頭用地 港湾関連用地
	特殊物資港区		15.7	ばら物ふ頭・建設発生土ふ頭用地等として利用するため	埠頭用地 港湾関連用地
	工業港区		2.7	ケーソン製作ヤードとして利用するため	港湾関連用地
	修景厚生港区		90.7	海上公園用地として利用するため	緑地
中央防波堤外側地区	商港区	江東区海の森三丁目地先の一部 大田区令和島一丁目及び二丁目	114.7	外貿コンテナふ頭用地等として利用するため	埠頭用地 港湾関連用地

※土地利用計画には、上記のほか交通機能用地も含む。

位置図

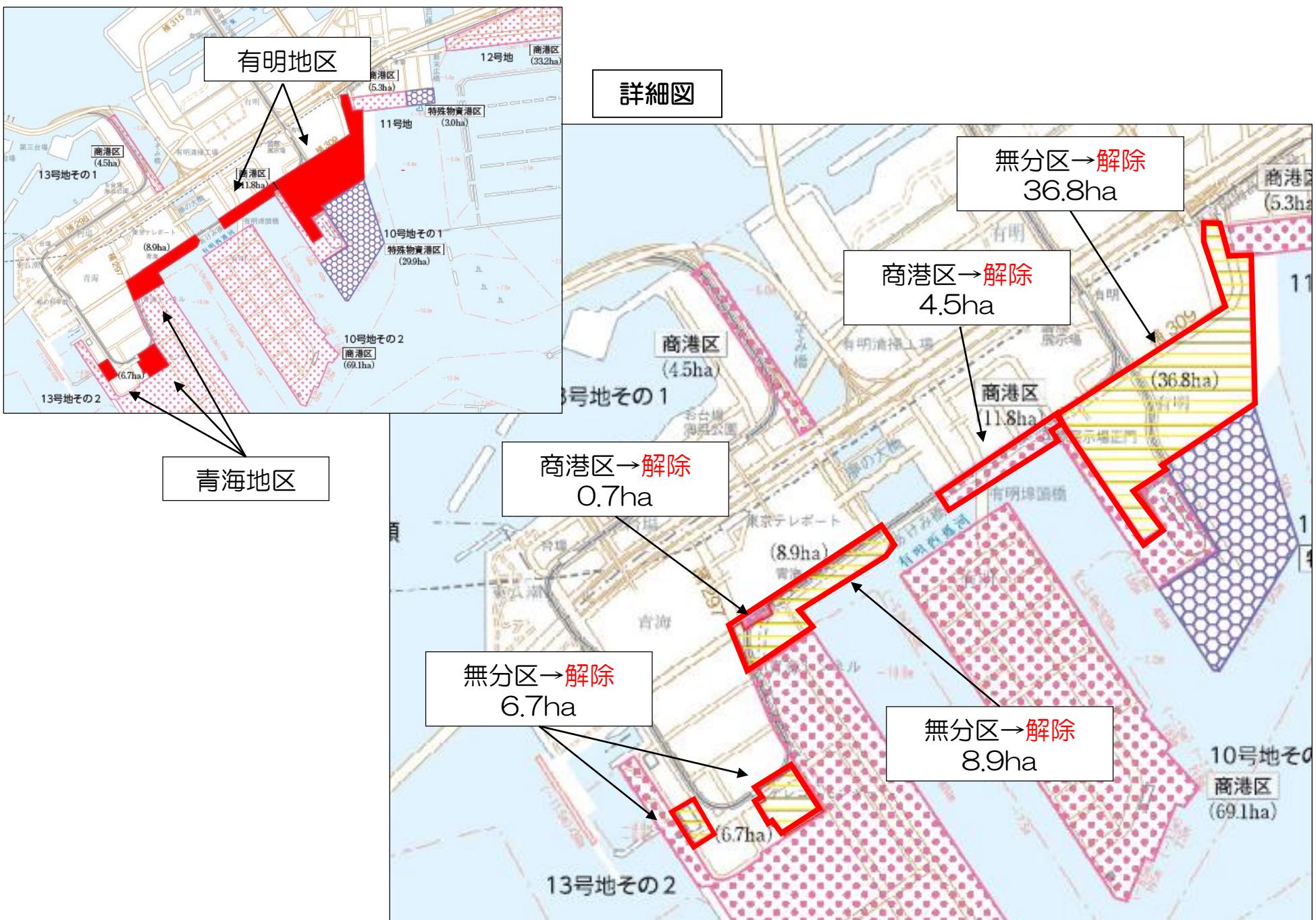


5 解除の内容

地区	分区	所在	面積 (ha)	解除理由	土地利用計画 (第9次改訂港湾計画)
青海地区	商港区	江東区青海一丁目及び二丁目の一部	0.7	臨海副都心の現状の利 用状況を踏まえた土地 利用計画の変更等に対 応するため	都市機能用地 緑地 交流厚生用地
	分区指定 なし		15.6		
有明地区	商港区	江東区有明三丁目の一部	4.5	臨海副都心の現状の利 用状況を踏まえた土地 利用計画の変更等に対 応するため	都市機能用地 緑地
	分区指定 なし		36.8		

※土地利用計画には、上記のほか交通機能用地も含む。

位置図



6 臨港地区区分別面積増減表

(単位：ヘクタール)

分 区	既指定	新規指定	分区変更	解 除	合 計
商 港 区	630.7	156.7		5.2	782.1
特殊物資港区	111.8	15.7			127.5
工 業 港 区	40.7	2.7			43.4
漁 港 区	22.6				22.6
保 安 港 区	6.3				6.3
マリーナ港区	9.7				9.7
修景厚生港区	25.3	90.7			116.1
分区指定なし	201.8			52.4	149.4
合 計	1,048.9	265.8	0.0	57.6	1,257.1

(注) 表示未満は四捨五入した。